

コロナ禍を経て思うこと

令和2(2020)年2月1日に、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症予防法)の指定感染症として指定されてから3年以上が経過しました。この間、我が国の陽性者数は、5月7日時点で延べ約3,380万人に昇り、この内7.5万人近くの方がお亡くなりになるなど、我が国の社会経済に深刻な影響を及ぼし、今もなおその影響は続いています。

当財団においても、この間に2割以上の職員が感染し、一部の駐在所においては、同時期に複数の職員が感染するなど、業務継続の観点から、非常に厳しい状況に陥ったこともありました。こうした事態も、現場の職員の皆さんの尽力と他の駐在所や本部職員の連携・協力により、なんとか切り抜けることができました。この場を借りて改めて関係各位にお礼を申し上げたいと思います。

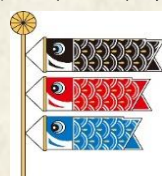
さて、今月の8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症予防法上の位置づけが、「2類」から「5類」に変更されました。そこで、今回のコロナ禍の3年間を振り返り、自分なりにいくつか思い至ることがありましたので、お話したいと思います。

まず、当財団もその例に洩れませんが、医療提供体制をはじめとして、感染症の発生などの非常時における社会・経済システムが大変に脆弱であることが判明したことです。地震などの自然災害の際にも、以前から同様の指摘はなされてきたところですが、自然災害の場合は、被災地域が比較的限定されることが多いため、他の地域からの応援や協力が可能ですが、今回のコロナ禍においては、全国的に感染が広がったことから、非常時の体制の脆弱性がより際立ったのだと思われます。もとより、日常の社会・経済システムは、平常時を基準に構成されているので、ある面やむを得ないところもありますが、それをカバーする社会全体の活力や余力のようなものが、以前に比べ減退しているような気がしています。これは、我が国が少子化の影響等により10年以上前の2007年から「超高齢社会」を迎えていることや、2008年からは「人口減少社会」に突入していることなどが、その大きな要因の一つではないかと思えます。

また、国からの特例給付金の支給の際などに見られたように、我が国が他の先進国やOECD諸国にくらべ、社会・経済面のデジタル化に大きく遅れを取っているということが如実に見られました。こうしたことから、国全体で「デジタルトランスフォーメーション(DX)」を推進していくことが喫緊の課題となっています。携帯電話における「ガラケイ」に代表されるように、島国である我が国では、デジタルの分野でも独自の展開をしてしまうことがあるのかもしれませんが、もちろん文化的に見れば、悪いことばかりではないのですが、社会、経済活動に支障が出ることは望ましくありませんし、「人口減少社会」における今後の発展や国際競争力を考えていく上でも重要な課題と思われれます。

翻って、これらの課題は当財団においても、他人事ではなく、自然災害や感染症のまん延等の非常時にどのように業務を継続していくべきか、今回のコロナ禍を教訓として、業務継続計画をもとにした具体的なシミュレーション、対応方法の検証や職務執行体制の強化が必要と思われます。また、業務効率化の観点から、職場の実情を踏まえつつ、DXの推進にも一層取り組んでいく必要があります。課題は山積していますが、現場の意見も伺いながら、今後着実に推進していきたいと思っています。

令和5(2023)年5月



一般財団法人 かながわ水・エネルギーサービス
理事長 松井 聡 明